

青森県報

号外第八十二号

令和四年
九月三十日
(金曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………（同）…一
- 人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………（同）…二
- 人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…二

人事委員会

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「平成六年国家公安委員会規則第十八号」を「令和四年国家

公安委員会規則第十五号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の規定は、令和四年八月二十六日から適用する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「を」している職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を「（次に掲げる育児休業を除く。）を」している職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十二条第二項第二号中「を」している職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を「（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）を」している職員」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則二三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する
規則

人事委員会規則二三一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項第十四号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則二三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する
規則

人事委員会規則二三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改
正する。

第一条中「第二条の三」の下に、「第二条の四」を加える。

第七条を第九条とし、第四条から第六条までを二条ずつ繰り下げる。

第三条の二中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同条を第五
条とする。

第三条中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条に次の
号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情
は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円